

特集

リサーチアドミニストレーションセンター（RAセンター）について

佐藤 勝茂, 岩澤 昌人, 井上 紗貴, 松尾 有裕,
加藤 英政, 千本松 孝明, 松下 祥, 吉本 信雄

センター長ご挨拶

平成27年4月、法人本部のもとに本学の研究活動全般を管理する目的で、リサーチアドミニストレーションセンター（以下、「RAセンター」）が設置されることになりました。研究センターをはじめとして、研究活動に関係する組織は、医学部・保健医療学部また各病院にも倫理委員会、COI管理委員会など多数ありますが、その間の整合性をとるなどして、大学全体としての方向性を示すのがこのセンターの役割の一つかと思えます。また適切な研究活動推進のための諸規程の整備、研究倫理に係る教育、研究費の適正使用のためのガイドライン作成、外部資金獲得のための情報提供など、管理というよりは、各研究者が安心して研究に取り組むことができるような体制づくり、そのための事務作業の支援をすることが重要な任務となります。これを契機に埼玉医科大学における研究活動がますます活発となり、基礎研究・臨床研究とも、すばらしい成果が出てくることを期待したいと思います。

設立の経緯について

平成26年度は複数の重要な研究倫理問題が国内で発生し、国レベルでそのような事案の発生を防止するために、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が動き始めました。本学においても「公的研究費の管理・監査のガイドライン」への対応とともに、体制整備に迫られた年度でした。「研究倫理の管理・監査の学内責任体制」と「競争的資金の管理・監査の学内責任体制」をそれぞれのガイドラインへの対応体制として整えると

同時に、各組織に研究倫理教育責任者とコンプライアンス推進責任者を置きました。また、各種規程の見直し作業を行いました。

従前より存在した学内規程によって、医学研究センターは研究倫理違反が発生した場合には、調査、処分、公表、再発防止を担当することになっています。しかし、26年12月には国より「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が公表されて27年度から施行されることも重なって、発生を予防する活動が重要であり、新たな管理組織の必要性が大学・法人間および教員・職員間で共通に認識されるようになりました。その結果生まれたのが、RAセンターです。センター長（理事）、副センター長（教員）、専任教授1名、専任准教授1名、専任職員、兼任職員が配置され、27年度から正式に活動を開始しました。以下を主な活動内容とします。

- 1) 諸規程の整備
- 2) 大学倫理審査委員会支援
- 3) 大学COI管理委員会支援
- 4) 研究不正の防止
- 5) 研究費の適正使用
- 6) 研究費の獲得
- 7) 研究に係る診療組織との連携
- 8) 研究に係る教育とモニタリング
- 9) 外国為替及び外国貿易法への対応
- 10) その他研究の推進と管理に係ること

現在、毎月1回運営会議を開催し、活動報告を医学部教員代表者会議と保健医療学部教授会で行っています。

RAセンター構成員（平成27年12月1日現在）

センター長	副理事長 吉本 信雄		
副センター長	副学長・医学研究センター長 松下 祥		
	教授 千本松 孝明，客員准教授 加藤 英政		
事務部門			
(兼務職員)	課長 高沢 信也(経理部兼務)	(兼務職員)	副部長 内田 和利(大学事務部兼務)
(専従職員)	課長補佐 佐藤 勝茂	(兼務職員)	課長 松尾 有裕(大学事務部兼務)
(専従職員)	主任 仲村 由紀子	(兼務職員)	課長 岩澤 昌人(大学事務部兼務)
(専従職員)	主任 竹村 公一	(兼務職員)	係長 小野寺 晴美(大学事務部兼務)
(専従職員)	中沢 恭世	(兼務職員)	井上 紗貴(大学事務部兼務)
		(兼務職員)	相澤 奈月(大学事務部兼務)

事務管理について

RA センター事務部門では、前身の研究支援課が担ってきた公的研究費の申請、研究費の適正な使用、不正使用の防止に加え、研究不正防止のため研究倫理教育に取り組んでおります。

1. 公的研究費の申請、会計、実績報告

RA センターでは、各キャンパスの事務担当者と連携し、

文部科学省科学研究費、厚生労働科学研究費、日本医療研究開発機構 委託開発費などの公的研究費の申請、会計、実績報告に係る事務処理を担っております。

(1) 公的研究費の現状

公的研究費の採択件数および金額はここ数年緩やかに上昇しつつあり、文科省科研費については、私立医科大学 29 校のなかで、新規採択率は 6 位、継続課題を含めた採択率は 11 位（日本私立医科大学協会 経理事務研究会 平成 26 年度集計資料より）となっております。

公的研究費の採択件数および採択金額の推移

件数	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
文科省科研費	78	79	76	93	100	107	126	129
厚労省科研費	78	79	76	73	88	78	77	80
計	156	158	153	166	188	185	203	209

金額(百万円)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
文科省科研費	96	112	126	121	134	141	179	184
厚労省科研費	285	348	389	308	275	329	316	470
計	381	460	515	429	409	470	495	654

文科省科研費の申請対象者および採択率(新規のみ)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
教員数	1116 人	1144 人	1172 人	1175 人	1185 人	1183 人	1232 人	1198 人	1270 人
申請件数	220 件	247 件	200 件	171 件	189 件	183 件	231 件	214 件	214 件
申請率	19.71%	21.59%	17.06%	14.55%	15.95%	15.47%	18.75%	17.86%	16.85%
採択件数	33 件	38 件	26 件	42 件	38 件	38 件	55 件	50 件	45 件
採択率	15.00%	15.38%	13.00%	24.56%	20.11%	20.57%	23.80%	23.36%	21.03%
採択金額	153,913	152,315	130,896	154,162	170,042	180,560	239,480	233,636	179,250

しかしながら、文科省科研費については、全教員に占める申請率が低位で推移しており、また若手研究者の申請が減少しつつあります。

臨床教員は診療業務における医療の質向上の取組みにおいて、求められる要求が年々高まる一方で、研究に割ける時間が少なくなっていることも理由の一つであろうと推測いたします。

このような環境のもと、いかに研究活動を支援していくかが RA センターに求められる役割のひとつと考えております。

(2) 公的研究費の申請業務

公的研究費の公募申請、変更手続きおよび実績報告に関する業務については、2 つのチームで担当し、文部科学省科学研究費に関することは大学事務部庶務課が、それ以外の公的研究費に関することは RA センター（旧研究支援課）が担当しております。

大学事務部庶務課では、毎年、文部科学省科学研究費の

応募に関する説明会を開催し科研費を取り巻く環境および本学の現状、応募時の留意点などポイントをしばった内容としております。平成 28 年度科研費応募説明会は、計 195 名の研究者が出席しました。今後は、公的研究費の申請率、採択率を向上させるための対策として、研究計画調書の適切な記述方法について元審査員の先生による指導等を、医学研究センターと連携により計画しています。

(3) 公的研究費の執行管理業務

公的研究費の執行管理業務の最大の目的は、適正かつ計画的な研究費の執行にあります。研究費不正使用防止の取り組みは、研究者である先生方の協力により十分なレベルに達しつつあると感じておりますが、より一層の研究費適正使用への周知と理解を深めていくため、研究費執行の手続き等を判りやすくし、諸手続きの改善・見直しに着手いたしました。

2. 研究不正行為防止の取組み

(1) 本学の研究活動における不正行為防止の取組み

文部科学省は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」により研究費の不正使用・不適正使用の防止、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」により研究結果の改ざん、捏造、論文の盗用などの研究不正行為の防止対策と実施を各研究機関に求めています。本学も規程規則・研究倫理推進教育進体制(図1)を整備し、研究倫理向上のため、説明会や研修会を開催し、情報周知と教育を実施してきました。取組み内容については、後述の【適正な研究活動支援】の項で述べることにいたします。

(2) 本学の研究費不正・不適切使用の防止の取組み

①機関内の責任体系の明確化

研究不正防止部署として、副理事長を長とし、教員と

事務員からなる「リサーチアドミニストレーションセンター」を設置し、研究費不正防止、研究倫理、利益相反等に関する業務を統括します。またコンプライアンス推進体制(図2)を各キャンパスに構築し、モニタリングや内部監査、適正使用の教育にあたります。

[事務担当]

- ① 公的研究費等の経理全般：リサーチアドミニストレーション(RA)センター
 - ・ 事務担当部署責任者 課長 高沢信也, 事務担当者(佐藤, 竹村)
- ② 申請等窓口：大学事務部庶務課(松尾, 井上)
- ③ 各キャンパス RAセンター業務担当者
 - ・ 総合医療センター：経理購買課(吉野, 中島)
 - ・ 国際医療センター：総務課経理担当(島田), 秘書室

研究倫理の管理・監査の学内責任体制

2015年7月1日改正

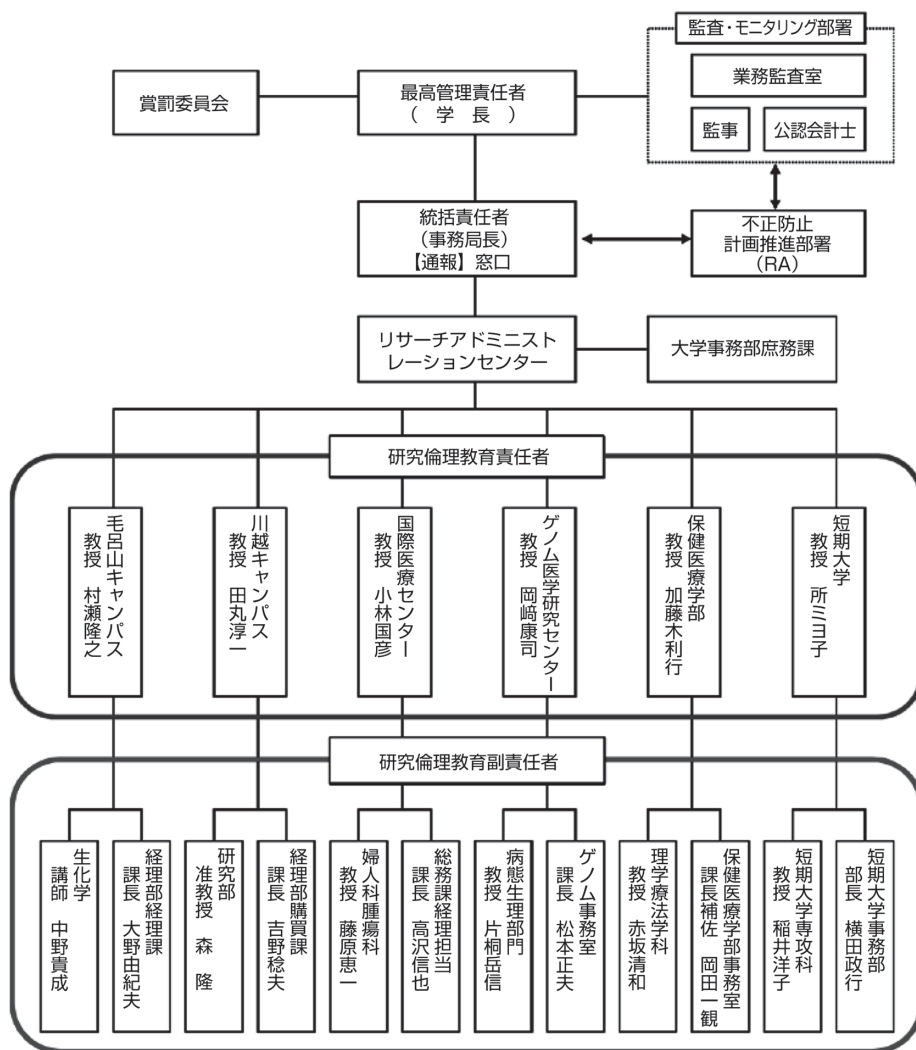


図 1.

《競争的資金の管理・監査の学内責任体制》

平成27年7月1日現在

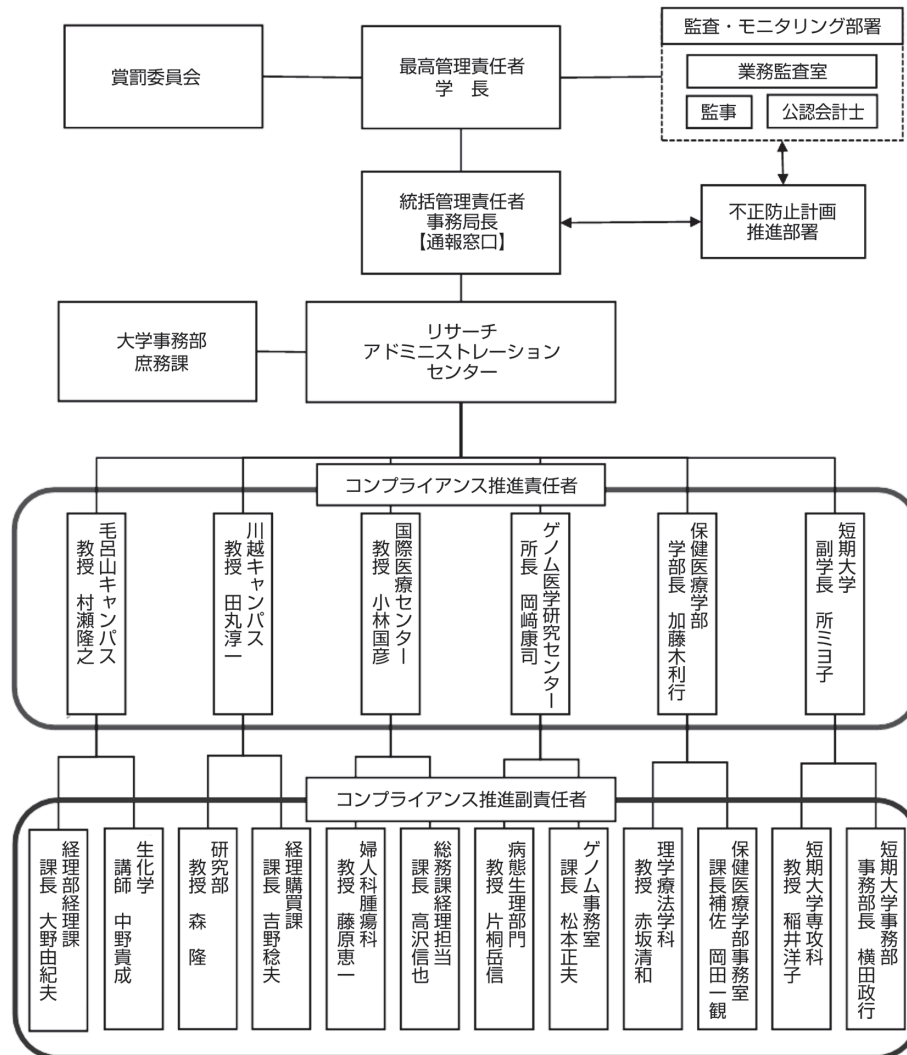


図 2.

教員棟(仲田)

- ・ ゲノム医学研究センター：事務室(松本、鈴木)
- ・ 保健医療学部：事務室(岡田)

④ 各キャンパス 実験動物、放射性物質 検収担当者
[実験動物担当]

- ・ 毛呂山キャンパス：中央研究施設実験動物部門(萩原)
- ・ 総合医療センター：研究部(小山)
- ・ ゲノム医学研究センター：実験動物施設(村松、伊藤)

[放射性物質(RI)担当]

- ・ 毛呂山キャンパス：中央研究施設RI部門(宮下)
- ・ 総合医療センター：研究部(潮田)
- ・ 国際医療センター：放射線腫瘍科(熊崎)
- ・ ゲノム医学研究センター：RI 実験施設(武藤)

②適正な運用・管理の基盤となる環境の整備

研究に関わる教職員・学生を対象に「学術研究活動に係る行動規範」(資料1)を平成27年3月に定め、遵守を求めているところです。また、業者との適切な取引のため7月から購買部門による設備備品の機関発注を開始しました。

③不正発生要因の分析と不正防止計画の策定・実施

代表的な不正使用の事例として「カラ発注、カラ出張、カラ謝金」があります。過去の学内外の事例をもとに発生原因の分析を行い、モニタリングや内部監査業務に反映させます。また不正使用防止計画を策定し、研究者への周知と理解を深めます。

④研究費の適正な管理、情報発信、共有化の推進

平成27年4月に発足した日本医療研究開発機構による委託研究開発費も始まり、公的研究費の使用ルールは年々複雑化しています。適正な管理のためのわかりやすいQ&A集の作成、申請手順や学内ルールの見直しを

行っています。

⑤研究者へのモニタリング

コンプライアンス推進チームが、購入物品の納品状況、設備備品の設置状況、利用状況の確認、研究補助者へのヒアリング等を予定しております。

⑥不正への対応

研究費不正使用および研究不正行為の通報窓口を法人事務局に設置し、研究費不正使用については法人事務

局長、研究不正行為については研究担当副学長が対応する体制としています。

告発があった場合は、告発者の保護体制を確保した上で、調査委員会を設置いたします。また、不正が認定された場合には、研究費の配分機関へ不正使用行為の内容(氏名、不正使用の内容、処罰)を報告し、かつそれを公表することが求められています。

不正行為通報窓口

受付：埼玉医科大学 法人事務局長室

受付時間：平日 9 時～17 時 (12 時～13 時を除く)

電話番号：049-276-1595

適正な研究活動支援

1. 研究倫理教育について～医学系研究倫理申請における新統合指針への対応支援～

(1) 背景分析

我が国の科学研究は、残念なことにここ数年混迷を極めている状態です。STAP細胞疑惑の不正の確定、一部の大学での高血圧治療薬を始めとする市販後薬の臨床研究における研究不正、メーカーとの不適切な関係などの問題が発覚し、論文の取り下げ、関係者の処分など、我が国の医学研究に対する信頼を損なう不祥事が相次いでおります。

研究科学は、研究者互いの信頼と正しい倫理観を基盤として成り立ち、不正行為は絶対にあってはならないもので、不正が発覚した大学や研究所の信用は失墜し、復活は険しい道程となります。科学研究者は、誠実な研究活動のための研究環境の質的向上と教育啓発に積極的に取り組むことが当然の如く求められます。それでもこのような不正が生じることがあります。その為、システムとしてこのような事例の再発を防ぎ、公平性や透明性をもった研究環境の整備のための法律改正、指針、ガイドライン新設が相次いでなされました。

本学も平成 27 年度よりリサーチアドミニストレーションセンター (RA センター) を新設し、有能で純粋に研究に携わる研究者や研究グループが安心して研究に携われる環境構築をすべく支援体制を整えて行きます。

(2) 平成 27 年度の活動

研究倫理に関する法律改正、指針、ガイドライン新設が相次いでなされた本年の取り組みとして、RA センターは、各研究倫理講習会を設け、本学の教職員の皆様に積極にご出席をいただき、新しくなった研究倫理に対応出来るよう理解を深めて頂いております。その際、「3つの倫理教育」が、我々のように医科系大学機関に所属する者には必要である旨を紹介しております。

1 つ目は「公的研究費の適正使用に関する教育」について。2 つ目は、昨今本邦で繰り返し報道されたような論文捏造など「研究全般に係る不正行為防止教育」に関するもの。そして 3 つ目は、医学研究にご協力頂く患者・ボランティアの権利の保護を目的とした「医学系研究に関わる研究倫理教育」です。

①公的研究費の適正使用に関する教育

税金を財源とした研究費活用のルールについての教育であり、毎年開催している「公的研究費に関わる説明会」がこれにあたります。説明会の主な内容は、公的研究費の管理・監査の責任体制、利益相反管理、事務手続き、公的研究費の適正使用、不正行為の通報窓口および違反時の処罰等多岐に渡ります。

平成 27 年度は 6 月、7 月に、研究代表者および研究分担者に加え、研究補助員などの公的研究費による研究活動に関わる方を対象に開催し、306 名の方に参加いただきました。その後追加開催や説明会を録画した DVD 教材による受講により、計 374 名(平成 27 年 11 月 20 日現在)の方に受講いただきました。受講者には、説明会内容を理解のうえ研究不正行為をしない、関わらない旨の誓約書を提出していただきました。

今後の取組みとしては e ラーニングシステムを利用した公的研究費の不正使用・不正防止の理解度確認を検討いたします。これは、国が公的研究費の不正使用防止取組みの理解度の確認を求めていることに対応するものです。

②研究全般に係る不正行為防止教育

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究結果の捏造・改竄、論文盗用など研究活動の不正行為を防止することを目的とした教育です。公的研究費も含め研究活動に関わる研究者、公的研究費を申請する研究者、それらの研究に関わる教職員を対象とした研究倫理向上研修会を今年度初めて開催いたしました。計 1,016 名(平成 27 年 11 月 20 日現在)の方が

受講し、受講者には受講証明書を発行しております。また、大学院生を対象とした講義を10月16日に開催し、大学院生21名、教職員63名が受講いたしました。

今後の取組みとしては、いかに研究倫理向上の取組みについて理解度を深化していくかが重要と考えております。来年度は日本学術振興会eラーニングシステムが稼働を予定しており、外部システムも活用した研究倫理教育も検討いたします。

③医学系研究に関わる研究倫理教育

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（以下、新統合指針）に対応していくため、「学校法人埼玉医科大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」（資料2）を平成27年5月に制定いたしました。この倫理指針では臨床研究や疫学研究に関わる研究者等に対して、研究に関する倫理ならびに研究の実施に必要な知識および技術に関する教育・研修を求めています。

この教育・研修は特定機能病院の承認要件に「院内の医療従事者に対して臨床研究の倫理に関する講習やその他の必要な教育を受けることを確保するために必要な措置を講じていること」として定められているものでもあります。大学病院・総合医療センター・国際医療センターの臨床研究管理部門と連携し、早急に教育・研修の実施を検討していく必要があります。

特に患者との関係においては、我々医療従事者は、絶対的に異なる立場にいる自覚を持ち、極力、患者の権利を保護することが肝要です。平成27年4月から新たに施行された新統合指針は、従来の指針に比べて、より患者の権利を明確に保護する方針が示されました。インフォームド・コンセントのとり方や、研究に関する利益相反状態の公表義務、さらには研究の「自己点検」とも言えるモニタリング等が明確に規定されています。本学に限らず、すべての医学系研究機関において、臨床研究の計画・申請段階からこれらを十分に理解することが求められるようになりました。その結果、今回の指針の施行ほど、（医学系）研究に従事する教職員の負担が増大したタイミングは無かったともいえます。

一方で皆様には、全国的な奨学寄付金の減少傾向にも鑑みて、公的研究費獲得に日頃からご協力をお願いし、並々ならぬご尽力を頂戴しております。しかし、日頃の診療や教育業務に加えて行わざるを得ないこれら研究費獲得の過程で、より煩雑化している新統合指針を十分に把握し、それを遵守することは益々難しくなっています。

そのため、これまでの本学における研究の勢いを鈍らせることのないよう、RAセンターにおいても、一部、研究倫理申請のお手伝いを始めております。具体的には、本学の各病院での診療を伴わない研究や「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（以下、ゲノム指針）」に関わる研究などを審査する大学倫理審査委員会に研究申請を行って頂いた場合には、正規の委員の先生方にご確認頂く前に、同委員会事務局職員とともに、その申請と新統合

指針やゲノム指針との整合性を確認し、各申請者にフィードバックを行うようにいたしました。これにより、大幅な申請書の書き直しを事前に防止し、結果、研究承認までの時短効果を計っております。

このような状況ですので、医学研究に従事頂いておられます教職員の皆様には、是非とも以前と変わらぬ熱意を持って、医学水準の向上にご尽力頂ければと願っております。また、不明な点がございましたら、遠慮無くRAセンターにご連絡をお待ちしております。

(3)平成28年度の課題

前述した通り、平成27年度は多くの法律改正、指針、ガイドライン新設が相次いでなされた変革期であり、RAセンターとしてはその対応に迫られました。28年度以降はこの体制の充実と本学教職員皆様の新しい研究倫理の周知、徹底を計り、不正予防だけではなく、よりよい研究環境の構築支援に向けて更なる体制の充実を図っていききたい所存であります。

2. 研究者の利益相反状態等に関する周知と理解の徹底

平成21年（2009）に制定された埼玉医科大学利益相反マネージメントポリシー、埼玉医科大学利益相反管理規程に基づいて、COI（conflict of interest, COI）管理委員会が設置され、主に公的資金に関する職員等のCOIに関する相談に応じ、必要に応じて指導を行う他、教職員から提出されたCOIに関わる自己申告書を審査し、審査結果の通知・勧告を行うことを主要業務と行われてきました。今後は、事務局をRAセンターに移行し、研究者の利益相反状態等に関する周知と理解の徹底を実行して行く予定であります。

【参考】利益相反（COI）管理の体制

埼玉医科大学の利益相反管理の体制は、次のとおりです。

①各病院で実施される臨床研究

- ・大学病院IRB委員会
- ・総合医療センター COI委員会
- ・国際医療センター COI委員会

②介入を伴わない研究、公的研究費による研究

- ・大学COI管理委員会

公的研究費は、申請および実績報告の際、利益相反に関する審査を受けていることが必須である点にご留意ください。RAセンターは、COIに関する業務を支援していきます。

3. 安全保障輸出管理について

(1) 安全保障輸出管理の背景

我が国では平和国家としての立場から、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）に基づき、輸出管理を行っています。経済産業省および文部科学省から、各研究機関に対して貨物の輸出や技術提供が不用意に行われることがないよう、輸出管理を徹底する指導がありました。

近年、日本国内の各大学では、海外の大学や企業との

共同研究、有体物の移転等、国際的な産学連携、人的交流の動きが活発となってきています。留意すべきことは、そうした行為に伴う「貨物」や「技術」の国外への提供の一部は、法律により規制されているという点です。『不正輸出』や『安全保障』と耳にしても、身近に感じられないかもしれませんが、しかしながら判断を誤ると不正輸出事件や技術流出事案となり、もし法律違反となれば、研究者個人はもちろん法人も責を負うことになります。従いましてこれらの事項は決して他人事ではなく、リスク管理の一つとして、速やかに安全保障貿易に係わる輸出管理（安全保障輸出管理）に関する国際的な枠組みである外為法への対応が強く求められています。

(2) 埼玉医科大学における安全保障輸出管理

本学においても、海外の大学との学術交流の高まりに伴い、研究者同士の国際的な情報交換や研究にかかる資料の提供、留学生に対する技術指導などにより、大量破壊兵器の開発等につながる可能性のある「貨物の輸出」もしくは「技術の提供」と見なされる行為が occurs えます。

これら外為法に関する教職員の意識はどうして薄れがちになる傾向ですが、知らなかったでは済まされない案件であり、規制の対象となる国や機関に機械や技術が簡単に拡散しないよう対応が必要となっております。

まずは安全保障輸出管理に関する情報収集やマニュアルを作成し、説明会開催を通して皆様への周知徹底を図りながら、「貨物の輸出」、「技術の提供」、「留学生の管理」に関して自己チェック、出張申請や人的交流申請等の事務手続上の整備など進めて行く予定であります。

【参考】安全保障輸出管理で留意する点、抵触する事案（一例）

- ・ 研究過程における海外の研究者とのデータや試料の交換等は、それが不特定多数の者が入手可能なものでない限り、許可申請の対象となりうるため、注意を要すること
- ・ 国際的な共同研究等において、海外への貨物の輸出（試作品や試料等の送付・持ち出し）は、外為法に基づく経済産業大臣の輸出許可の対象となる場合があること
- ・ 受け入れている留学生等について、入国後6ヶ月が経過していない者に対する技術提供（当該技術に係る資料の提示や電子メール、口頭での伝達を含む。）は外為法に基づく経済産業大臣の役務取引許可の対象となる場合があること（国際的な共同研究等を含む。研究の場所が国内であるか国外であるかを問わない。）
- ・ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- ・ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- ・ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- ・ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

- ・ 学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

出展：経済産業省 安全保障貿易管理

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

一般財団法人 安全保障貿易情報センター 大学における輸出管理

<http://www.cistec.or.jp/service/daigakukaiin.html>

4. 特定認定再生医療等委員会の設立・事務局担当

(1) 背景分析

iPS細胞の臨床応用の実施など再生という文字がメディアに登場しない日はないといっても過言ではないかもしれません。再生医療とは、病態に冒された臓器組織を自身の修復能を有した幹細胞を用いて機能回復や再生を試みる医療を示します。

この再生医療に関して国民の皆様へ迅速かつ安全な医療行為の提供等を図ることを目的とした施策の総合的な推進に関する法律として再生医療等安全性確保法（別称：再生医療新法）が平成26年11月25日に施行されました。これに呼応して本学でも特定認定再生医療等委員会の設置準備を進めております。

(2) 平成27年度の活動

再生医療新法の適応範囲は、ヒトの身体の構造または機能の再建・修復・形成もしくはヒトの疾病の治療・予防を目的として、細胞加工物（ヒトまたは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの）を用いる医療行為となります。この範疇の医療技術を患者様へ提供する場合には、厚生労働省への申請が必要となり、その際に認定再生医療等委員会の意見書が必要になります。

厚生労働省への申請に関しては、命及び健康に与える影響の程度に応じ「第1種再生医療等」「第2種再生医療等」「第3種再生医療等」に3分類して、それぞれ必要な手続きを定めることとなります。これらの分類は、細胞や投与方法等を総合的に勘案し分類されており詳細は省きますが、およそ第1種はiPS細胞やES細胞等を用いた臨床未実施で高リスクな案件、第2種は現在実施中のもので体性幹細胞等を用いた中リスクの案件、そして第3種は体細胞等を用いた低リスクな案件となります。

本学でも先進医療として再生医療新法に該当する医療を提供しており、可能であれば学内に審査委員会を立ち上げるべきとの声をいただきまして、現在 埼玉医科大学病院、総合医療センター並びに国際医療センターに第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を担当する認定再生医療等委員会を、そして埼玉医科大学に第1種並びに第2種の再生医療等提供計画に係る審査等業務を担当する特定認定再生医療等委員会の設置準備を進めております。

RAセンターは、特定認定再生医療等委員会設置準備を担当しており、現在外部委員10名を含めた17名の委員候補を選出し厚生労働省に申請中であり、本年度末までに

認可を頂く予定であります。

(3) 平成 28 年度の課題

埼玉医科大学特定認定再生医療等委員会の本格的な稼働は平成 28 年度からとなる可能性が極めて高い状況にあります。第 1 種並びに第 2 種の審査業務を主体と考えていますが、当面は第 2 種申請が中心となると予想されます。第 2 種の範疇である体性幹細胞を用いた医療行為は、近い将来地域医療を担われる先生方より多数申請が予想されます。

従って RA センターは特定認定再生医療等委員会を充実させ、その対応ができるよう準備を進めていきます。また、種属に関係なく、学内はもとより地域医療の先生方からの再生医療に関しての質問、疑問にも対応していく所存でございます。その為、近隣医療関係者への埼玉医科大学特定認定再生医療等委員会の存在の周知も積極的に行って行きたいと考えています。

資料 1.

学校法人埼玉医科大学における学術研究活動に係る行動規範

(平成 27 年 3 月 20 日制定)

学校法人埼玉医科大学（以下「法人」という。）において、公的研究費等の運営・管理を含む学術研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）は、建学の精神のもとに責任と使命をもって学術研究活動に取り組み、自律的に社会への責任を果たすよう努めなければならない。

本規範は、学術研究活動に関する基本的な認識のもとに、日本学術学会の「科学者の行動規範」に準拠し、法人における学術研究活動の行動規範を示したものである。

（研究者の責任）

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

3. 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

4. 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

5. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究利用の両義性）

6. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

（研究活動）

7. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文等で公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を為さず、また加担しない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

8. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と努力が得られるよう努める。

（研究対象等への配慮）

9. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物等に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

（他者との関係）

10. 研究者は、他者の成果を適切に評価・批判すると同時に、自らの研究に対する評価・批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果等の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

11. 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを分かりやすく説明する。

(科学的助言)

12. 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

13. 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

(法令の遵守等)

14. 研究者は、学術研究活動に関する研修・説明会等に積極的に参加し、関係法令・通知及び法人が定める諸規程等の知識習得や事務手続き及びルールを理解に努め、これを遵守する。

(公的研究費等の適正使用)

15. 研究者は、公的研究費等が法人の管理する公的な資金であることを認識し、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用と厳格な管理を行う。また、法人の学術研究活動の特性等を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行う。

(相互連携)

16. 研究者は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して学術研究活動上の不正行為（公的研究費等の不正使用を含む。）を未然に防止するよう努める。

(取引業者との関係)

17. 研究者は、公的研究費等の使用にあたり、取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動する。

(差別の排除)

18. 研究者は、学術研究活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

19. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則

この行動規範は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2.

学校法人埼玉医科大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程

(平成 27 年 5 月 23 日制定)

(趣旨)

第 1 条 学校法人埼玉医科大学（以下「本法人」という。）において実施する人を対象とする医学系研究に関する取扱いは、関係法令、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）

以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における「人を対象とする医学系研究」の各用語の定義は、指針において定めるところによる。

（理事長の責務及び権限等の委任）

第3条 理事長は、指針に定める研究機関の長とし、本法人における人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）の実施に関する最終的な責任を有する。

2 理事長は、研究の円滑かつ機動的な実施のため、指針第6の2(6)の定めるところにより、次に掲げる権限又は事務を別表のとおり研究を実施する組織の長（以下「組織の長」という。）に委任するものとする。

(1) 指針第6の3に掲げる研究の許可等に関すること

(2) 指針第6の4に掲げる大臣への報告等に関すること

(3) 指針第14の1(2)に掲げる個人情報等の保護に関すること

(4) 指針第15の2に掲げる個人情報等の安全管理に関すること

(5) 指針第16の1に掲げる保有する個人情報に関する事項の公表等に関すること

(6) 指針第16の2に掲げる保有する個人情報の開示等の求めへの対応に関すること

(7) 指針第17の3に掲げる重篤な有害事象への対応に関すること

(8) 指針第19の(3)、(5)及び(6)に掲げる人体から取得された試料及び情報等の保管のために必要な監督に関すること（学長の責務）

第4条 埼玉医科大学及び埼玉医科大学短期大学の学長は、それぞれの大学における研究の実施に関する総括的な責任者として理事長と連携し、研究が適切に実施されるよう必要な監督を行うものとする。

（組織の長の責務）

第5条 組織の長は、当該部門における研究が適正に実施されるよう必要な監督を行うとともに、第3条第2項各号の規定により、理事長から委任を受けた業務を実施する。

2 組織の長は、理事長から委任を受けた業務の実施状況について、理事長及び学長に報告する。

3 組織の長は、当該組織における研究者等に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底するものとする。

（教育訓練）

第6条 組織の長は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を当該組織の研究者等が受けることを確保するための措置を講じるものとする。

（研究責任者の責務）

第7条 研究を実施しようとする場合には、その業務を統括する者として、研究責任者を定めるものとする。

2 研究責任者は、研究の実施にあたり、あらかじめ研究計画書を作成し、組織の長の許可を得るものとする。研究計画書を変更しようとする場合も同様とする。

3 研究責任者は、研究計画の立案及び実施に際しては、指針及びこの規程を遵守し、研究の適正な管理及び監督にあたるものとする。

4 研究責任者は、介入を行う研究を実施する場合には、指針の規定により、あらかじめ、当該研究の概要を公開データベースに登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて適宜登録内容を更新し、また、研究を終了したときは、遅滞なく、当該研究の結果を登録するものとする。

5 研究責任者は、侵襲を伴い、介入を行う研究について、モニタリングや必要に応じた監査を実施するものとする。

（倫理委員会の設置者の責務）

第8条 組織の長は、研究実施の可否等を審査するため、その諮問機関として、倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。ただし、当該組織において委員会を設置することが困難な場合には、他の組織に設置された委員会をもってこれに代えることができる。

2 組織の長は、他の組織と合同で委員会を設置することができる。

3 組織の長は、委員会の組織及び運営に関する規定を定め、当該規定により、委員会の委員及びその事務に従事する者に業務を行わせるものとする。

4 組織の長は、委員会が審査を行った研究に関する審査資料を当該研究の終了について報告される日までの期間、介入のある研究は終了後5年まで適切に保管するものとする。

5 組織の長は、委員会の運営を開始するにあたって、当該委員会の組織及び運営に関する規定並びに委員名簿を指針第10の2(3)に記載のある倫理審査委員会報告システムにおいて公表するものとする。

6 組織の長は、委員会の委員及びその事務に従事する者が審査及び関連する業務に関する教育・研修を受けることを確保するため必要な措置を講じるものとする。

7 組織の長は、委員会の組織及び運営が指針に適合していることについて、大臣（厚生労働省大臣及び文部科学大臣）又はその委託を受けた者が実施する調査に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 組織の長は、各機関における研究の実施に際し、個人情報の保護が図られるようにするものとする。

2 組織の長は、保有する個人情報等を機関間で共同して利用する場合、連携して必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（指針及びこの規程の遵守）

第10条 研究に携わるすべての者は、指針及びこの規程を遵守するものとする。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、組織の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

組織	組織の長
埼玉医科大学	学長
埼玉医科大学医学部	学部長
埼玉医科大学保健医療学部	学部長
埼玉医科大学病院	病院長
埼玉医科大学総合医療センター	病院長
埼玉医科大学国際医療センター	病院長
埼玉医科大学短期大学	学長

資料 3.

学校法人埼玉医科大学 公的研究費の不正使用・不適切使用防止計画

（平成27年3月23日制定）

目的

学校法人埼玉医科大学（以下「本学」という）における公的研究費に関する研究不正行為を防止するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）」を踏まえ、研究費使用に関するルールを明確化・統一化すると共に、不正行為を誘発する背景や要因を分析し、必要な措置を講じ、公的研究費不正行為防止のための教育やモニタリング・監査を実施する。

これらの取組みにより、「埼玉医科大学が期待する医療人像」の実現に資すると共に、社会的使命を果たしつつ、本学の教職員・学生が積極的に科学の進歩に貢献しやすい環境を、機関として構築することを目的とする。

方針

最高管理責任者である学長のリーダーシップのもと、以下の方針により公的研究費の不正使用・不適切使用の防止に取り組む。

- ① 「学校法人埼玉医科大学における学術研究活動に係る行動規範」に定める事項の理解と遵守を促す。
- ② 公的研究費は、国民からの税金が原資であり、社会的に説明責任を果たす義務があることを公的研究費に係る全ての教職員、学生に理解させる。
- ③ 公的研究費の不正使用・不適切使用ならびに研究不正行為には、その理由の如何に関わらず断固たる態度で臨む。
- ④ 不正行為が発生する背景や要因を把握し、必要な対策を実施する。
- ⑤ 公的研究費に係る明確な機関内ルールを策定し、教職員、学生に対して、不正使用・不適切使用防止のための教育を実施する。
- ⑥ 公的研究費による研究活動の促進と活性化ならびに適正かつ厳正な管理の運営体制を構築する。

対象

この不正防止計画の対象は、次の通りとする。

1. 対象となる研究活動

各種補助金、科学研究費などの公的研究費を原資とする研究活動を対象とする。

- ① 文部科学省、日本学術振興会からの科学研究費補助金
- ② 厚生労働省からの科学研究費補助金
- ③ 日本医療研究開発機構からの委託研究開発費
- ④ その他省庁からの研究補助金

2. 対象となる者

対象となる者は次に定める通りとし、関連する全ての者に公的研究費の不正使用・不適切使用ならびに研究不正行為をしない、不正行為に関与しない旨の誓約書を提出させる。

- ① 公的研究費に係る研究者および研究補助者
- ② 研究者の指揮のもと、研究活動に従事する本学の学生および他教育機関に属する実習生
- ③ 本学で行われる公的研究費による研究活動に係る職員および派遣職員
- ④ 本学で行われる公的研究費による研究活動に関する資材またはサービスに係る取引業者

実施手順

1. 職務権限と責任の明確化

本学において多くの教職員が様々な公的研究費による研究活動に携わっている。これらを適切に管理すると共に責任の所在を明確にする必要がある。

本学では、「学校法人埼玉医科大学公的研究費の管理・監査体制要領」により競争的資金の管理・監査の学内責任体制を、次の通り定める。

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は、公的研究費の管理及び運営について最終責任を負うものとする。また、統括管理責任者、部局責任者、研究代表者等及び事務部門が、公的研究費に対し責任をもって管理及び運営ができるように指導するものとする。

(2) 統括管理責任者

統括管理責任者とは、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理及び運営について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者で、法人事務局長が当たる。

(3) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の職務を行う。

- ① 公的研究費の不正使用・不適切使用ならびに不正行為防止に関する指導または対策を実施する。実施状況を確認し、統括管理責任者へ報告する。
- ② 公的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ③ 研究者が適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進副責任者は、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、コンプライアンス推進責任者に報告する。

2. 不正防止のための体制整備

公的研究費は、国民からの税金が原資であることを全ての教職員は十分に理解し、不正を許さない文化の構築が必要である。これを実現していくには教職員の意識向上への取組みが欠かせない。

過去の事例や他機関の不正行為について発生要因を分析し、公的研究費を適正に使用しているかモニタリングや監査を行い、必要な対策を実行し不適切使用を発生させない体制整備が必要である。

本学は次の組織によりこれを実現する。

(1) リサーチアドミニストレーションセンター

リサーチアドミニストレーションセンター（以下「RAセンター」という）は、不正防止計画推進部署として、医学研究に関する倫理、利益相反行為の管理、研究不正行為の防止、研究費の適正使用、モニタリングの支援に取り組む。RAセンターは、本学の研究関連部署と綿密に連携をとり、健全な研究活動を保持するため活動する。

公的研究費の使用ルール・検収・支払い手続き等に関する相談受付窓口
 埼玉医科大学 リサーチアドミニストレーションセンター
 TEL : 049-276-1226

※詳細は「学校法人埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター規程」を参照。

(2) 業務監査室

研究費執行の質を保証するため、業務監査室は、特に科学研究費などの公的研究費の適正使用について監査を行う。また本学の学外監事、監査法人と連携し、監査計画を立案し、実行する。

※詳細は「学校法人埼玉医科大学公的研究費の管理・監査体制要領」「学校法人埼玉医科大学業務監査規程」を参照

(3) 医学研究センター

不正が起きた場合の調査、処分、公表、再発防止に関与する。

(4) 大学事務部庶務課

学部学生、大学院生等に対する研究不正行為防止に関する教育を支援する。

(5) 総務部人事課

公的研究費に関わる研究者、研究補助員や事務補助員を、雇用または派遣会社から派遣させる手続きを掌握し、その出務状況の管理を行う。

(6) 不正行為通報窓口

不正行為に関する通報、状況提供等に対応するため、不正行為通報窓口を設置し、法人事務局長がその任にあたる。通報者に不利益な取り扱いを防止する。

不正行為通報窓口
 受付：埼玉医科大学 法人事務局長室
 受付時間：平日 9 時～ 17 時 (12 時～ 13 時を除く)
 電話番号：049-276-1595

※詳細は「埼玉医科大学研究活動の不法行為の防止等に関する規程」を参照。

3. 公的研究費に係るルールの整備と周知

本学では、様々な公的研究費により多くの研究者が研究活動を実施している。研究者は、公的研究費の資金毎にルールが違うことを理解する必要がある。RAセンターは次の方策により、教職員へ周知を促し理解の深化を図る。

- (1) 公的研究費に係る構成員を対象に、年 1 回、公的研究費の適正使用に関する説明会を開催する。
- (2) 公的研究費の適正な使用のため、公的研究費に係る構成員が容易に理解できるよう、要点をまとめた規則や事例集を整備する。
- (3) 公的研究費に係る構成員の公的研究費の適正使用に関する理解度を把握する。

4. 公的研究費の適正管理

- (1) RAセンターが運用する「科研費システム」により、本学で使用する公的研究費の適正管理を行っている。またシステムは研究者本人に対して閲覧権限を付与されており、いつでも研究予算残高を確認できる。
- (2) 公的研究費の資金保全の観点から、取引業者への支払にあたっての最終確認を経理部経理課が行う。

5. 公的研究費の不正使用・不適切使用をしない、不正行為に関与しない旨の誓約書

- (1) 公的研究費に携わる全ての教職員は、不正使用・不適切使用をしない、不正行為に関与しない旨を誓約し、誓約に反した場合は本学および国から処罰をうけることを理解した上で誓約書に署名する。
- (2) 公的研究費の研究活動に資する物品を納品する業者は、不正行為に関与しない旨を誓約し、誓約に反した場合は本学および国から処罰をうけることを理解し誓約書に署名する。

6. 公的研究費で使用する物品の発注・納品・検収

- (1) 公的研究費に係る発注・納品・検収については、次の通りとする。

- ① 耐用年数 1 年以上かつ税込 3 万円以上の設備備品に関する発注は、購買部門が担当する。
- ② 上記以外の研究資材等は、予めRAセンターのほか各キャンパスの受付部署が発注内容を確認し研究費の目的に合致しているかを確認したのちに、研究者が発注する。
- ③ 研究者へ納品される研究資材等は全て、受付部署が検収する。

※詳細は「学校法人埼玉医科大学研究費取扱規程」、「学校法人埼玉医科大学研究費取扱い要領」を参照。

7. 公的研究費による人件費や謝金の確認

架空の人件費支出または謝金を防止するため、次の対策を行う。

- (1) 研究費で雇用した研究補助者の出勤記録は、受付部署にて出退勤を記録させることにより出務状況を管理する。

- (2) モニタリング・監査により出務状況を抜き打ち調査，ヒアリングを行う。
- (3) 謝金を支払う場合は，支払いの対価たる成果物を確認する。
- (4) 人件費または謝金の支払は銀行振り込みにより，確実に本人が受領するようにする。図書カードなどの謝品は，配付対象者リストや受取証を徴求する。

8. 旅費管理

研究出張に係る旅費申請については，所属部署の責任者の承認が必要であり，このため出張 2 週間前までに出張伺を提出させることにより出張動向を管理する。また旅費精算の申請の適正性については，窓口部門に精算に必要な資料を提出させチェックする。

※詳細は，「学校法人埼玉医科大学旅費規程」「学校法人埼玉医科大学海外旅費規程」を参照。

9. モニタリングと監査

(1) モニタリング

- ① RAセンターは，各部局のコンプライアンス推進責任者および副責任者と連携してモニタリングを行うため，年次行動計画書を策定し実行する。
- ② モニタリング対象は次の通りとする。
 - (ア) 納品後の物品等の現物確認。
 - (イ) 取引業者の売上台帳との突合。
 - (ウ) 非常勤雇用者に対して勤務実態等のヒアリングを行う。
 - (エ) 当該出張に対して出勤簿との照合を行う。
 - (オ) 研究者，研究補助者，事務補助員へのヒアリング
- ③ モニタリングにより，疑義が見受けられた場合はRAセンター長に報告する。
- ④ モニタリング結果報告は，コンプライアンス教育の一環として学内で周知を図る。

10. 研究不正行為への対応

- (1) 教職員による公的研究費の不正使用・不適切使用あるいは研究不正行為，またはこれらの疑いがある案件への対応
不正行為通報窓口への通報などにより教職員による研究不正行為また疑いがある案件が発生した場合は，「埼玉医科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」に定める手順により，調査を開始すると同時に当該研究費の執行を調査結果が確定するまで使用を停止する。また研究不正行為に関する調査を開始およびその結果を文部科学省などの関連機関へ報告を行う。

※詳細は「埼玉医科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」を参照。

(2) 不正な取引に関与した業者への対応

公的研究費の不正な取引に関与した業者への対応は「学校法人埼玉医科大学公的研究費の管理・監査体制要領」第 10 条 2 項の定めによる。

以上

関連規程等

- 1. 学校法人埼玉医科大学における学術研究活動に係る行動規範
- 2. 学校法人埼玉医科大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程
- 3. 学校法人埼玉医科大学公的研究費の管理・監査体制要領
- 4. 学校法人埼玉医科大学業務監査規程
- 5. 学校法人埼玉医科大学研究費取扱規程
- 6. 学校法人埼玉医科大学研究費等事務取扱要領
- 7. 学校法人埼玉医科大学旅費規程
- 8. 学校法人埼玉医科大学海外旅費規程
- 9. 学校法人埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター規程
- 10. 埼玉医科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程

参考文献

- 1. 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」
- 2. 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」